

労働者派遣法に基づくマージン率について

2012年10月1日付改正労働者派遣法施行に伴い、マージン率を下記のとおり公開します。

— 記 —

1. 労働者派遣法に基づく公開情報

- ・派遣労働者の数：3人
- ・派遣先事業所数：2事業所
- ・派遣料金の平均額 29,000円(8時間 全業務平均)
- ・派遣社員賃金の平均額 18,500円(8時間 全業務平均)
- ・マージン率平均：36.2%

(注) 計算式 $\frac{\text{③} - \text{④}}{\text{③}} \times 100 = 36.20\cdots \Rightarrow 36.2\%$

2. 派遣労働者の教育に関する事項

- ・採用時：導入教育(安全衛生、環境推進、情報セキュリティ等)
- ・年次：導入教育(安全衛生、環境推進、情報セキュリティ等)

3. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

- ・社会保険、雇用保険加入
- ・交通費支給

4. 労働者派遣法 第30条の4第1項の協定に関する事項

- ・労使協定締結：締結している
- ・労使協定の有効期間：2022年07月01日から2023年06月30日まで
- ・協定労働者の範囲：期間を定めないで雇用される派遣労働者

以上